

[37]

氏名	たにぐち すみよ 谷口 純世
博士の専攻分野の名称	博士（健康学）
学位記番号	人博第7号
学位授与の日付	2023年3月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	社会的養護を必要とする子どもへの支援を とおした権利 -子どもの権利擁護と権利を守る力の体得を 目指して-
論文審査委員	主査教授 岡田 忠克 副査教授 山縣 文治 副査教授 西川 知亨

論文内容の要旨

社会的養護では、日々、子どもの自立を目指した支援がおこなわれている。その際に重要なことの一つが、子ども自らが権利の重要性を意識し、それを体得していくことである。本論文は、社会的養護を必要とする子どもに対する支援をとおして、子ども自身がどのように権利を守る力を育てているのかを、当事者および支援者双方の語りから検証したものである。本論文は、序章を含む7章で構成されている。

序章においては、研究背景、研究目的、研究方法、論文の構成について明示している。

第1章では、社会的養護を必要とする子どもにとっての「自立」、「自立支援」とはなにかについて、先行研究をとおして概観し、社会的養護における自立は、①経済的自立のみを意味しないこと、②一律の年齢をもって完成するものではないこと、③自立はプロセスであること、の3点を明らかにした。自立支援については、①主体は当事者である子ども自身であること、②支援者側は子どもの決断を待つ必要もあること、③自立支援は措置中の支援からすでに始まっているものであること、の3点を明らかにしている。

第2章では、実際に社会的養護の支援を受けた子どもによる自由な語りによって、子どもの視点から見た社会的養護とその課題について概観している。KH Coder (Kawabata Higuchi Coder) を活用した分析の結果、①子ども側から向き合う過去、②守られなかった自分と子どもへのまなざし、③我が家とよそでの気づき、④子どもの語る権利擁護と権利侵害の4つのサブグラフを見出している。

第3章では、地域や対象を限定したアンケート調査結果による一次データからさらに考察を深めるとともに、インタビュー調査結果から社会的養護施設等で支援を受けた子どもが自立していくプロセスについて検証している。

M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）による分析の結果、24 の概念が明らかとなり、それに基づき、7つのカテゴリーが生成された。この分析によって、社会的養護施設等から措置解除された子どもが自立していくプロセスが存在すること、および自立していくプロセスと「権利」は、切っても切ることのできない関係性にあることも明らかとなった。

第4章では、日々の支援をとおして子ども自らが権利を守る力を育んでいくプロセスについて、支援者へのアンケート調査結果と、社会的養護の生活支援を必要としながらも施設等につながらなかった子どもへの支援も含めインタビュー調査結果によって検証している。

アンケート調査とインタビュー調査の分析をとおして、①社会的養護を必要とする子どもの自立に関する共通認識の必要性、②一人ひとりの子どもに合わせた支援の必要性、③意図的支援の日常的積み重ねの必要性、④支援者を守る必要性、といった4つの課題を明らかにしている。

第5章では、支援をとおして子どもが権利を守る力を体得していくプロセスについて、子どもへのインタビュー調査結果を、M-GTAによる分析から検証している。

分析の結果、30 の概念、それに基づき、9つのカテゴリーが生成された。この分析によって、支援をとおして子どもが権利を守る力を体得していくプロセスの存在も明らかにしている。

さらに、インタビュー調査をとおして、①権利侵害は場を問わず起き得るという意識と権利侵害の予防の必要性、②権利を守る力を体得していくプロセスにおける個別性の尊重の必要性、③「人」と「環境」がもつ力の活用の必要性、④子どものチャレンジの機会の提供と選択肢の保障の必要性、といった4つの課題を明らかにしている。

第6章は、本研究の総括として、各章で明らかになったことを相互に関連付けながら再整理するとともに、課題を提示している。

本研究の結果、支援者の支援の意図と、それに対する子どもの受け止めは共通していることが明らかにされた。支援者が意図して積み重ねている支援は、とりわけ、子どもが自立していくプロセス、子どもに権利を育んでいくプロセス、子どもが権利を守る力を体得するプロセスを促進する要となっていることが明らかになった。

一方で、本研究をとおして、先行研究も含め、社会的養護における子どもの権利研究においては、①権利の主体である子ども自身の語りからの研究、②「他者の権利を守る存在」としての子どもについての研究、③支援者の存在を含む支援自体とのつながりの喪失、障がい、生活困窮、過酷な労働環境、子どもの搾取、社会的養護ニーズがありながらも支援につながらなかった子どもなど、声を上げにくい子どもに関する研究、④社会的養護を必要とする子どもへの、分野を超えた支援体制との連携、そこからの選択肢の発掘、⑤SNS など生活を取りまく環境の変化を意識した対応、などが不足しているという限界、および今後の研究課題を指摘している。

論文審査結果の要旨

子どもの権利条約が成立して以降、日本では、子どもの権利を、いかに制度的にも、実践的にも保障するのが大きな課題となってきた。その際のキー概念は、子どもの最善の利益の考慮と意見表明権の保障である。本研究は、社会的養護のもとで生活した経験のある子どもを中心に、自らが受けた支援をとおして、自分自身がどのように権利を守る力を育んできたのかを、当事者および支援者双方の語りから検証したものである。本研究の意義および評価は、大きく以下の5点にある。

第1は、「自立」あるいは「自立支援」に関する先行研究の適切な整理と、そこから本研究の基本的な分析枠組みとなる重要な概念を抽出し、研究の全体構造を意識しながら研究を推進したことである。とりわけ、「自立はプロセス」であり、主体は「子ども自身であること」、そのうえで、支援者を中心とした環境との相互作用に意味があることを研究の基本においたことは、近年のソーシャルワーク研究および実践のトレンドである、エコロジカルな視点や、エンパワメント、レジリエンスなど、本人の生きる力を信頼し、それを支援するという方向とも一致した内容であった。

第2は、データ収集に困難を伴う、社会的養護のもとで生活した経験のある子どもの声や生活状況に基づく調査を核にしたものであるということである。近年、子どもの権利に関する研究が進んでいるが、その多くは、制度研究や支援者視点の実践研究である。一方、本研究は、長期間にわたるインタビューや、回収率の高い調査など、調査設計も適切であったことがうかがえる内容となっている。このような調査を通じて、子どもが自ら権利意識を醸成していく過程や、その過程への支援者の関わりについて明らかにすることができた。

第3は、多様な質的分析方法を用いて、調査結果の解析を試みたことである。第2章ではKH Coder、第3章、第4章、第5章ではM-GTAを用いた。これらは、いずれも適切に実施され、データ解釈および分析も適切に行われている。

第4は、分析結果の適切性と新しい知見である。子どもと支援者の双方への調査結果の分析をとおして、支援者の支援の意図と、それに対する子どもの受け止めは共通していることが明らかとなった。また、支援者が意図して積み重ねている支援は、とりわけ、子どもが自立していくプロセス、子どもに権利を育んでいくプロセス、子どもが権利を守る力を体得するプロセスを促進する要となっていることも明らかとなった。とりわけ、前者は、子どもの声と支援者の意図の双方を調査し分析するという、本研究の設計が功を奏したものと評価できる。また、子どもへの権利侵害をするのも「人」であるが、そこからの仕切り直しができるのもまた、「人」に他ならないということも実証できている。一方で、子どもへの調査結果から、子どもへの権利侵害は場を問わず起こり得るという事実も明らかにした。

第5は、本研究でも十分追究できなかった課題を明示することで、論文提出者自身の継続的な研究課題を明らかにしただけでなく、この領域で研究する者にとっての今後の研究課題を示していることである。子ども家庭福祉は、今を生きる子どもの最善の利益や権利保障のために存在するものであり、研究者らが切磋琢磨することで、少しでも早く子どもの福祉の向上に資する制度や実践を実現させることを研究者の旨とすることが求められる。